

件名	「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第19条の17」に基づき 原子力規制委員会※へ報告する事項 (5号機燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて)
通報日	平成24年12月12日
概要	<p>平成24年10月16日連絡、翌17日に公表させていただいた、「5号機使用済燃料のウォータ・ロッド曲がり」事象について、調査等継続していたが、昨日、原子力規制庁より本事象が実用炉規則の第19条の17に基づく法令報告事象に該当すると通告を受け、当社でも該当事象と判断した。</p> <p>※「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」(別紙1)「原子力発電所に関する通報連絡要綱」では、経済産業省となっているが、原子力規制委員会へ読み替え</p>